

実行委員会企画②

シンポジウム

放射線機器の適正利用と倫理意識の向上について

座長集約

青森市民病院

小澤 友昭

国民健康保険大間病院

森脇 公洋

昨今、診療放射線技師による放射線医療機器の不正使用の報道がなくなる現状があります。報道されるケースは、明らかに違法行為である場合がほとんどであります。中にはこの行為は違法なの?といったケースや、自分の心のなかでこの場合は大丈夫?といった疑問を少なからず持っている方もいるかと思えます。色々な疑問を解決しつつ、今後、医療機器の不正使用を起ささないためにどういった取り組みが必要かを皆様で検討するため、今回、実行委員企画としてこの問題を取り上げました。企画にあたり、弁護士や実際に違法行為が報道された施設など3人の先生から講演をいただきました。

弁護士の伊藤先生からは、法律の専門家の立場から診療放射線技師の業務範囲は医師が行う「絶対的医行為」と看護師等が行う「相対的医行為(診療上の補助)」を含むものであることが説明され、身分法としての診療放射線技師法ばかりではなく、医師法あるいは看護師保健師助産師法(以下「保助看法」)が関わること、高い専門性と倫理性(Profession)が求められる職業であることが示さ、今回のテーマである「適正利用」については、「他律」的な法令はもちろんのこと、自律である倫理の遵守も含まれるとしました。

横山先生からは、最近の診療放射線技師による医療機器の不正利用の例を法令の遵守とともに、日本診療放射線技師会(以下「JART」)からの倫理に関する通知と倫理綱領を示し、倫理は人がもつ心の普遍的な価値観であり、医療の世界では患者さんの尊厳を守るものであると説きました。豊かな情操教育に努め、健全な良心が健やかな倫理観を育てると感じました。

菅原先生からは、岩手県内で発覚した事案につ

いて、当事者の立場から当時の心境や職場の状況を省みた想いが吐露されました。そんな状況から再発防止のための対策の立案と実施、伊藤先生からもあった自律に向けての取り組みが紹介されました。

シンポジウムに移り、伊藤先生から講演中に会場から問いかけのあった事案について見解を述べていただきました。放射線医療機器の不正使用が違法なのは言うまでもありませんが、その他の医療機器の使用についても見解を述べられました。診療放射線技師の静脈路確保について、告示研修終了後、指導者による指導・監督などを含め十分な安全管理体制を前提に、施設管理者の承認の下、対象者の同意を得て実施するのであれば違法とまではいけないこと、MRI 機器の無断使用は診療放射線技師法には罰則の規定はないものの、診療上の補助として行う行為であることから、保助看法違反として罰せられる可能性が高いことなどが示されました。

会場からの質問に JART 上田会長から診療放射線技師が確保した静脈路から、資格を持った医療従事者が薬剤を投与しても厚生労働省通知により違法とはならないことが示されました。

ときに常識は時代とともに移り変わります。以前は目をつむって流されていたことが、法の厳格な適用と現代の倫理観によって許されない行為となります。私たち診療放射線技師は Professional といわれる職業についています。知的向上心とともに倫理面でも向上心を持ち合わせなければならないと気付かされたシンポジウムとなりました。

ご参加された皆様のこれからの行動の一助となれば幸いです。